

市民センターでの臨時運行許可申請手続きについて

市民センターで臨時運行許可申請手続きは下記のとおりとなります。市役所での手続きと異なりますので、ご注意ください。

○市民センターでの臨時運行許可申請手続について

1) 受付する市民センター

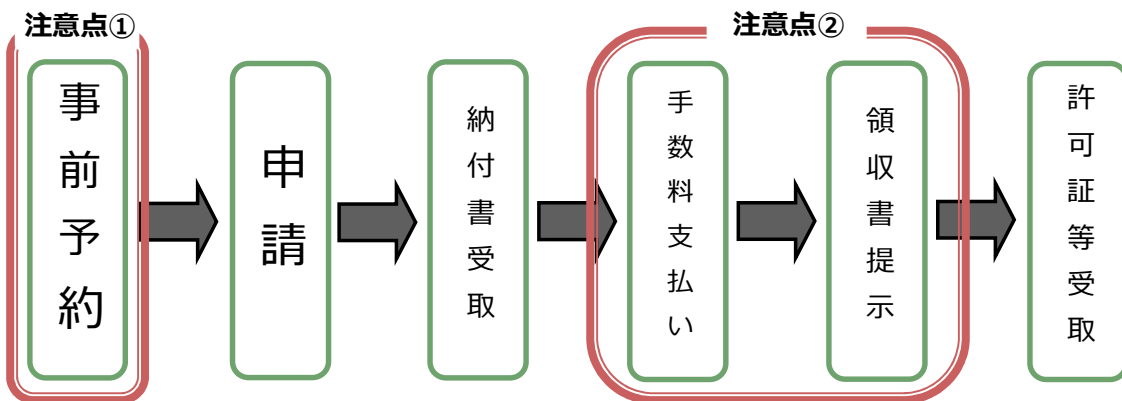
荘内市民センター、八浜市民センター、東児市民センター

2) 受付時間

午前8時30分から午後2時30分まで

3) 申請方法

・申請手順



注意点①：市民センターでの受付は事前予約制になります。申請日の3営業日前までに市民センターに申請日時をご予約ください。（業務の都合上、事前予約の際に予約時間の変更や、希望するセンターとは別の受付窓口での手続きをお願いする場合もございますのでご了承ください。）

注意点②：市民センターでは手数料の支払いができません。申請後、納付書をお渡しいたしますので、各市民センター近くの金融機関でのお支払いをお願いいたします。支払後の納付確認として、市民センターにて領収書を複写させていただきます。

※臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標の返却は交付を受けた市民センターになります。

※上記で示した以外の手続き内容（添付書類や身分証明書、手数料等）については市役所での手続きと同様となります。